

社会福祉法人共同福祉会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人共同福祉会定款第8条及び第22条、及び定款細則第7条の規定に基づき、役員報酬について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事、監事及び評議員、及び評議員選任解任委員をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 役員が理事会に出席したときは、報酬として1回につき5,000円を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

2 役員が評議員会に出席したときは、報酬として1回につき5,000円を支払うことができる。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、報酬として業務1日につき5,000円を支払うことができる。

2 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、報酬として1回につき5,000円を支払うことができる。

3 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、報酬として1回につき5,000円を支払うことができる。

(出張旅費)

第5条 役員が、法人業務のため出張する場合は、旅費規程により支弁する。

(適用除外)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第7条 本規程の改正は、理事会の議決及び評議員会の承認を経なければならない。

附 則

この規程は、平成26年3月26日から施行する。

この規程は、平成27年3月26日から施行する。

この規程は、平成29年3月17日から施行する。

この規程は、評議員承認の日(平成29年6月27日)から施行する。